

財務省第9入札等監視委員会
令和7年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和7年12月9日(火) 大阪合同庁舎第三号館1階総務部会計課会議室	
委員	委員 中務 裕之(中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士) 委員 瀧 洋二郎(浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士) 委員 石田 真得(関西学院大学法学部 教授)	
審議対象期間	令和7年7月1日(火)から令和7年9月30日(火)まで	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	一件	
随意契約(公共工事)	一件	
競争入札(物品役務等)	4件	契約件名: 監視艇「あおば」中間検査一式 契約相手方: 株式会社和田造船 (法人番号 3130001043800) 契約金額: 41,525,000円(税込み) 契約締結日: 令和7年7月18日 担当部局: 大阪税関
		契約件名: 車載式不正薬物・爆発物探知装置の調達 契約相手方: 株式会社日立ハイテクソリューションズ (法人番号 3010401035434) 契約金額: 74,000,804円(税込み) 契約締結日: 令和7年8月22日 担当部局: 神戸税関
		契約件名: 令和7年分所得税確定申告書等の発送代行業務 契約相手方: 発送業務 200g以下 226,252件ほか 契約金額: 契約単価@77円(予定調達総額 20,700463.3円(税込み)) 契約締結日: 令和7年9月17日 担当部局: 大阪国税局
		契約件名: 檜原合同宿舎屋内外排水設備改修工事 契約相手方: 大阪ガスリノテック株式会社 (法人番号 6120001029624) 契約金額: 48,400,000円(税込み) 契約締結日: 令和7年8月1日 担当部局: 近畿財務局
随意契約(物品役務等)	一件	
応札(応募)業者数 1者関連	4件	契約件名: ・監視艇「あおば」中間検査一式 ・車載式不正薬物・爆発物探知装置の調達 ・令和7年分所得税確定申告書等の発送代行業務 ・檜原合同宿舎屋内外排水設備改修工事
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	次のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>契 約 件 名：監視艇「あおば」中間検査一式</p> <p>契 約 相 手 方：株式会社和田造船 (法人番号3130001043800)</p> <p>契 約 金 額：41,525,000円（税込み）</p> <p>契 約 締 結 日：令和7年7月18日</p> <p>担 当 部 局：大阪税関</p> <p>本契約の内容としては中間検査合格のために修繕を行い、中間検査を受けるということか。</p>	
<p>中間検査は毎年行うものか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>今回、配管が痛んでおり費用が大きくなったとのことだが、普段いくらくらいか。</p>	<p>中間検査は、5年毎の定期検査の間に行うものであり、だいたい5年毎になる。</p>
<p>前回中間検査の予定価格に対応する等級はDか。</p> <p>Dであれば応札してくれる候補者があるのか。</p>	<p>前回の中間検査の落札価格は約689万円である。</p> <p>そのとおり。</p> <p>そのとおり。</p>
<p>前回は複数者応札か。</p> <p>今回の応札者の等級は如何。</p>	<p>そのとおり。</p> <p>C等級である。</p>
<p>中間検査は普段は複数者応札となることが多いか。</p> <p>今回、2者見積りの依頼先はどちらか。</p>	<p>そのとおり。</p> <p>今まで応札していただいていた2者である。</p>
<p>当該企業の等級は如何。</p> <p>今回の応札者ともう1者ということか。</p>	<p>C等級1者とD等級1者である。</p> <p>そのとおり。</p>
<p>説明にあったように、予定価格が高額となった場合はD等級まで参加資格を拡大する、他の業者にも広く入札参加を呼び掛ける、公告期間を長期化するといったことを検討されたい。</p>	<p>承知した。</p>
<p>他の業者に広く呼び掛けを行ったということであるが、実際に声を掛けてみて、応札が難しいといった理由にはどのようなものがあったか。</p>	<p>A等級の業者にも声を掛けたが、当該業者の行いたい作業と合わないといった声があった。規模の大きな業者であるので、扱う対象として当方の監視艇は小さいということもあるかもしれない。</p>
<p>D等級の業者では契約の履行は難しいのか。</p>	<p>そのようなことはないと考える。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
今回、和田造船しか応札してきておらず、他の業者が応札してきていない理由はどのようなものか。	まず造船所が少ないことがある。周辺で調べたところ、等級が合う業者は和田造船を含め3者であり、1者は大企業であり、他1者があるが不参加理由は不明である。
D等級であれば他にもあるのか。	今回参加できなかった1者の他には見つからなかった。
契約の履行時期を業者の余裕がある時期とすることが考えられるが、時期については融通が利くのか。	監視艇を使った取締りの繁忙期もあるため業務との調整が必要となるが、ある程度は可能と考える。
競争参加資格制度の趣旨があると考えるが、説明にあつたように柔軟に考え、次回はD等級まで拡大するといったことも検討されたい。また業者の都合もヒアリングしながら、適切な時期に契約の履行ができるよう検討されたい。	承知した。

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>契 約 件 名：車載式不正薬物・爆発物探知装置の調達</p>	
<p>契 約 相 手 方：株式会社日立ハイテクソリューションズ (法人番号3010401035434)</p>	
<p>契 約 金 額：74,000,804円(税込み)</p>	
<p>契 約 締 結 日：令和7年8月22日</p>	
<p>担 当 部 局：神戸税関</p>	
<p>本件は自動車についても調達対象か。</p>	<p>既成の自動車に探知装置を搭載する形で構成された物品のため、合わせて調達している。</p>
<p>予定価格は本件契約相手方の見積りによるものか。</p>	<p>案件の性質上、積算のみで予定価格を算出することが困難であることから、同者の見積りも参考に価格の妥当性を確認した上で算出している。</p>
<p>海外も含め、市場に類似品や取扱業者はないものか。</p>	<p>具体的に把握はできていないが、本件の入札に当たり、海外の業者からの問合せ等はなかった。</p>
<p>他の税関と一緒に調達するようなことはないのか。</p>	<p>複数の税関で同時に調達を行うような場合は一括調達となることもあるが、本件については当関単独の調達である。</p>
<p>スケールメリットを高めるため他の税関と一緒に調達することも有効と思われるため、検討願いたい。</p>	<p>承知した。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>契 約 件 名： 令和 7 年分所得税確定申告書等の発送代行業務 発送業務 200 g 以下 226,252 件ほか</p>	
<p>契 約 相 手 方： 株 式 会 社 ア テ ナ (法 人 番 号 4011701000317)</p>	
<p>契 約 金 額： 契 約 単 価 @ 77 円 (予 定 調 達 総 額 20,700,463.3 円 (税込み))</p>	
<p>契 約 締 結 日： 令和 7 年 9 月 17 日</p>	
<p>担 当 部 局： 大阪国税局</p>	
<p>他の業者が入札参加を見合わせている理由として、採算が合わないことのほか、発送物の引渡しに係る封入業者との協議が主要因ということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>令和 9 年からは、この委託業務は発生しないという理解でよいか。</p>	<p>予定ではあるが、本件仕様書の作成課からそのように聞いている。 令和 9 年以降の申告書の発送代行業務については、外部から送付の依頼を受け、随時発送を行う契約のみ行う予定である。</p>
<p>令和 8 年も 1 者応札となる可能性が高いが、引き続き、多数の業者を対象に入札参加の勧奨をお願いする。</p>	<p>承知した。</p>
<p>発送代行業務とは具体的にどういった業務であるのか。</p>	<p>本業務は、ゆうメールによる大口割引の適用を受けるため、外部の専門業者に委託するものであり、発送代行業者は、当該割引の適用を受けるため、事前に、郵便区分への仕分・把束作業等を行うものである。</p>
<p>令和 5 年に入札に参加していた業者が、令和 6 年には不参加となっているが、今年も同じ理由で不参加となつたものか。</p>	<p>そのとおりである。 具体的には、発送物の引渡しに際し、封入業者との協議が必要となる点が主要な要因であると聞いている。</p>
<p>来年への対策としては、今回、入札参加の勧奨を実施した 13 者への勧奨を継続的に行っていくとともに、封入業者の入札時期を前倒しすることを検討してもよいのではないか。</p>	<p>承知した。 本件仕様書の作成課と協議し、検討する。</p>

意見・質問	回答
<p>契約件名：樅原合同宿舎屋内外排水設備改修工事</p>	
<p>契約相手方：大阪ガスリノテック株式会社 (法人番号6120001029624)</p>	
<p>契約金額：48,400,000円(税込み)</p>	
<p>契約締結日：令和7年8月1日</p>	
<p>担当部局：近畿財務局</p>	
<p>本件は、屋内外の排水設備改修工事を同時に行うものとなっているが、屋内と屋外の工事を、別々に実施するのは難しいのか。</p>	<p>屋内と屋外の工事を分離すると、入居者に対する在宅要請や排水規制を複数回実施することとなり、入居者の負担が増大するので、工事の分離は困難だと考えている。</p>
<p>過去の同様の工事では、複数の業者から応札があったのか。</p>	<p>これまでの同様の工事において、令和2年度に2者が応札した事例や、令和3年度に5者が応札した事例がある。</p>
<p>建設業界に限らず人手不足の状況が続いていると言われているので、公告期間を長くしてもよいのではないか。</p>	<p>本件については、過去の同様の工事の入札において、複数者が応札していたことから、当該期間としていたものだが、公告期間を長くすることも対応としては考えられる。</p>
<p>本件が、緊急対応ではなく予定されたものであるなら、業者が都合をつけやすいような時期に工事期間を設定することはできないか。そうすれば、対応可能な業者が他にいるかもしれない。</p>	<p>工事金額が少額であれば柔軟な対応が可能であるが、本件のように工事金額が高額なものについては、予算の早期執行を求められていることから、開札の時期も必然的に決まってくるため、工事期間を年度内のどのあたりで設定するかをフレキシブルに調整することは困難だと考えている。</p>
<p>本件で求められる「審査証明工法」を実施できる業者について、どの程度存在するか把握しているのか。把握しているのであれば、対応可能な業者に対して、少し広めに声掛けを実施してはいかがか。</p>	<p>本件の工法に関しては、20者程度が認定を受けており、認定を受けた業者以外でも一定の条件を満たす場合は施工が可能である。入札公告後に、受注実績がある業者等へ情報提供を行い、積極的に入札参加を促していくことも対応としては考えられる。</p>
<p>本件については、3回の応札を経て落札されているが、業者側においては、契約金額を下げても実施可能な工事であるのか。</p>	<p>予定価格については、直接工事費や共通費等は、国の定める算定基準に基づいて算定し、単価は、定期刊行物や専門業者の見積りを採用しており、適正に算出されていると認識している。業者側は、当初応札の際には、足元の人件費や物価の高騰率を高めに設定していたものの、最終的には、これまでの施工実績を踏まえて実施可能な金額で応札したのではないかと思料される。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>契約相手方は、当初の応札金額から下げて落札に至っているが、業者が応札金額を下げてきた理由について、どのように分析しているか。</p>	<p>業者側の受注意欲が高かったため、最終的には、落札金額で工事の実施が可能であると判断したのではないかと思料される。</p>